

山梨県公報

第二十四号

令和元年

八月一日

木曜日

目次

告示

- 道路の供用開始……………一九一
 - 土砂災害特別警戒区域の指定の全部又は一部解除……………一九一
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(二件)……………一九三
 - 落札者の決定について……………一九四
 - 採石業務管理者試験の実施……………一九四
 - 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会……………一九五
- ### 公安委員会
- 技能検定員等審査の実施……………一九七
 - 落札者の決定について(二件)……………一九八

告示

山梨県告示第六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和元年八月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和元年八月一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	上野原丹波山線	上野原市桐原字梅久保一三三二四〇番一地从先から上野原市桐原字梅久保一三三二五三番一地从先まで	一〇一・四	令和元年八月一日

山梨県告示第六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和元年八月一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 中北建設事務所管内

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
甲府市	帯那川1・2	土石流	次の図のとおり	一部	平成十九年山梨県告示第二百九十五号
市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
同	不動沢川	同	同	同	平成二十二年山梨県告示第二百三十三号
同	羽黒の2	急傾斜地の崩壊	同	同	同
南アルプス市	漆川	土石流	同	同	平成二十二年山梨県告示第九十四号
甲斐市	中谷戸の3	急傾斜地の崩壊	同	同	平成二十二年山梨県告示第三百三十一号

「次の図」は省略し、その関係図面を山梨県土木整備部砂防課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

二 中北建設事務所峡北支所管内

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示

北杜市	西川1-1	土石流	次の図のとおり	全部	平成十九年山梨県告示第百九十二号
-----	-------	-----	---------	----	------------------

「次の図」は省略し、その関係図面を山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所
 峡北支所に備え置いて縦覧に供する。
 三 峡東建設事務所管内

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
甲州市	番屋東1-2	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部	平成二十三年山梨県告示第八十九号
同	番屋東1-3	同	同	同	同
同	番屋東1-4	同	同	同	同
同	道平	同	同	同	平成二十年山梨県告示第三百六十六号

「次の図」は省略し、その関係図面を山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
 四 峡南建設事務所管内

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
富士川町	白沢	土石流	次の図のとおり	一部	平成十九年山梨県告示第八十七号

「次の図」は省略し、その関係図面を山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
 五 峡南建設事務所身延河川砂防管理課管内

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
身延町	馬込	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部	平成二十年山梨県告示第百六十六号
同	向平の1-1-1	同	同	同	同
南部町	東市組1-2	同	同	同	平成十八年山梨県告示第五百八十号
同	徳間南又1-1	同	同	同	同
同	徳間南又1-2	同	同	同	同
同	徳間南又の1	同	同	同	平成二十三年山梨県告示第百九十二号

「次の図」は省略し、その関係図面を山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に供する。
 六 富士・東部建設事務所管内

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
大月市	石原沢川	土石流	次の図のとおり	全部	平成二十一年山梨県告示第三百六十六号

同	中村沢	同	同	同	平成十九年山梨県告示第二百九十九号
同	浅利入口1	急傾斜地の崩壊	同	一部	平成二十一年山梨県告示第三百六十六号
同	斧窪Vの4	同	同	同	平成二十三年山梨県告示第三百十七号
上野原市	八ツ沢の2	同	同	同	平成二十三年山梨県告示第三百十八号

「次の図」は省略し、その関係図面を山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第六十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域		次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十五号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十五号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	
東根熊の2	標柱番号	郡市町村大字	字地番
一	一	南巨摩郡南部町富士	東根熊 二六二六九番
二	二	同	二六二六八番
三	三	同	同
四	四	同	同
五	五	同	同

十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二六二七〇番	一一一五二番	同	同	一一一五一番	一一一五四番	同	二六二八〇番	同	同

山梨県告示第六十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域		次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十四号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十四号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	
松留3	標柱番号	郡市町村大字	字地番
一	一	上野原市	松留 五三〇番
二	二	同	無番地
三	三	同	同
四	四	同	同
五	五	同	同

- (一) 採石業務管理者試験受験票
- (二) 筆記用具
- 2 不明な点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五―二三―一六四五）に問い合わせること。

● 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第五条第一項の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第七条の規定により、次のとおり公告し、当該方法書及びその要約書を縦覧に供し、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第七条の二第二項の規定により、次のとおり公告し、説明会を開催する。なお、当該方法書について、知事に対し、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

令和元年八月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画決定権者の名称

1 山梨県

2 長野県

二 事業予定者の氏名及び住所（事業予定者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

1 事業予定者の名称 国土交通省関東地方整備局

2 代表者の氏名 関東地方整備局長 石原康弘

3 主たる事務所の所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一

三 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

1 名称

(一) (仮称) 韮崎都市計画道路一・四・一号双葉・韮崎・清里幹線

(二) (仮称) 佐久都市計画道路一・四・一号南牧佐久線

2 種類 高速自動車国道の新設

3 規模 道路延長約四十キロメートル、車線数四車線

四 都市計画対象事業が実施されるべき区域

1 山梨県 北杜市（縦覧に供する図書に明示する部分に限る。）

2 長野県 南佐久郡南牧村、同郡小海町及び同郡佐久穂町

五 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

1 山梨県 北杜市

2 長野県 南佐久郡南牧村、同郡川上村、同郡南相木村、同郡北相木村、同郡小海町及び同郡佐久穂町

六 縦覧の場所、期間及び時間

1 山梨県

場所	期間及び時間
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課	この公告の日から令和元年九月二日までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日を除く毎日、午前八時三十分から午後五時まで
甲府市貢川二丁目一番八号 山梨県中北建設事務所都市整備課	この公告の日から令和元年九月二日までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日を除く毎日、午前八時三十分から午後五時まで
韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市建設課	この公告の日から令和元年九月二日までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日を除く毎日、午前八時三十分から午後五時まで
北杜市須玉町大豆生田九六一番地一 北杜市建設部まちづくり推進課	この公告の日から令和元年九月二日までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日を除く毎日、午前八時三十分から午後五時まで
甲斐市篠原二六一〇番地 甲斐市建設産業部都市計画課	この公告の日から令和元年九月二日までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日を除く毎日、午前八時三十分から午後五時まで
甲府市緑ヶ丘一丁目一〇番一号 国土交通省関東地方整備局	この公告の日から令和元年九月二日までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日を除く毎日、午前八時三十分から午後五時まで
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県民情報センター	この公告の日から令和元年九月二日までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日を除く毎日、午前八時三十分から午後五時まで

2 長野県

場所	期間及び時間
長野市大字南長野字幅下六九二番地二 長野県建設部都市・まちづくり課	この公告の日から令和元年九月二日までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日を除く毎日、午前八時三十分から午後五時まで
佐久市白田二〇一五 長野県佐久建設事務所関連事業課	この公告の日から令和元年九月二日までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日を除く毎日、午前八時三十分から午後五時まで
佐久市中込三〇五六 佐久市役所建設部道路建設課	この公告の日から令和元年九月二日までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日を除く毎日、午前八時三十分から午後五時まで

南佐久郡小海町大字豊里五七番地一	小海町役場産業建設課	七十八号) 第三条に規定する休日を除く毎日、午前八時三十分から午後五時十五分まで
南佐久郡佐久穂町大字畑一六四番地	佐久穂町役場建設課	
南佐久郡川上村大深山五二五	川上村役場産業建設課	
南佐久郡南牧村海ノ口一〇五一	南牧村役場産業建設課	
南佐久郡南相木村三五二五番地一	南相木村役場振興課	
南佐久郡北相木村二七四四	北相木村役場経済建設課	
長野市鶴賀字中堰一四五	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所総務課	

七 意見書の提出期限、提出先及び記載事項

1 提出期限 令和元年九月十七日

2 提出先

(一) 山梨県

場所	備考
甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課	主に、(仮称) 韮崎都市計画道路一・四・一号 双葉・韮崎・清里幹線に係る意見は、山梨県の提出先に提出すること。
甲府市貢川二丁目一番八号 山梨県中北建設事務所都市整備課	

(二) 長野県

場所	備考
長野市大字南長野字幅下六九二番地二 長野県建設部都市・まちづくり課	主に、(仮称) 佐久都市計画道路一・四・一号 南牧佐久線に係る意見は、長野県の提出先に提出すること。
佐久市白田二〇一五 長野県佐久建設事務所関連事業課	
佐久市中込三〇五六 佐久市役所建設部道路建設課	
南佐久郡小海町大字豊里五七番地一	小海町役場産業建設課
南佐久郡佐久穂町大字畑一六四番地	佐久穂町役場建設課
南佐久郡川上村大深山五二五	川上村役場産業建設課
南佐久郡南牧村海ノ口一〇五一	南牧村役場産業建設課
南佐久郡南相木村三五二五番地一	南相木村役場振興課
南佐久郡北相木村二七四四	北相木村役場経済建設課
長野市鶴賀字中堰一四五	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所総務課

八 記載事項 意見を提出しようとする者の氏名及び住所、方法書の名称並びに環境の保全の見地からの意見

1 山梨県

日時	場所	備考
令和元年八月二十一日 午後七時から	甲斐市下今井二二六番地二 甲斐市双葉公民館	主に、(仮称) 韮崎都市計画道路

令和元年八月二十二日 午後七時から	葦崎市若宮一丁目二番五〇号 市市民交流センターニコリ	路一・四・一号 双葉・葦崎・清 里幹線の説明を 行う。
令和元年八月二十三日 午後七時から	北杜市高根町村山北割三三一五番地 北杜市八ヶ岳やまびこホール	
令和元年八月二十五日 午後三時から	北杜市須玉町若神子五二一番地一七 北杜市須玉ふれあい館ホール	

2 長野県

日時	場所	備考
令和元年八月二十一日 午後六時から	南佐久郡小海町大字豊里五七番地一 小海町役場二階大会議室	主に、(仮称) 佐久都市計画道 路一・四・一号
令和元年八月二十二日 午後六時三十分から	佐久市中込三〇五六 佐久市役所八 階会議室	南佐久線の説 明を行う。
令和元年八月二十三日 午後三時三十分から	南佐久郡南牧村海ノ口一三三八番地 二 南牧村中央公民館	
令和元年八月二十三日 午後六時三十分から	南佐久郡南牧村野辺山一〇六番地三 南牧村野辺山基幹集落センター	
令和元年八月二十六日 午後六時三十分から	南佐久郡佐久穂町大字畑一四三番地 一 八千穂福祉センター	
令和元年八月二十七日 午後二時三十分から	南佐久郡川上村大深山三四八番地九 川上村文化センター	
令和元年八月二十九日 午後二時から	南佐久郡北相木村二七四四 北相木 村中央公民館	

公安委員会

令和元年八月二十九日 午後六時から	南佐久郡南相木村四四三五 南相木 村公民館
----------------------	--------------------------

● 技能検定員等審査の実施
 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第九十九条の二第四
 項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能
 検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運
 転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指
 導員審査」という。)を次のとおり実施する。
 令和元年八月一日

山梨県公安委員会
 委員長 武田 信彦

- 一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免
 許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、
 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技
 能検定員審査」及び「教習指導員審査」
- 二 審査日時及び場所
 - 1 審査日時 令和元年九月三日(火)から同月六日(金)までの午前九時から午後
 五時まで
 - 2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター
- 三 受付期間及び場所
 - 1 期間 令和元年八月二十六日(月)から同月三十日(金)まで
 - 2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免
 許課教習所指導係
- 四 審査内容
 - 1 技能検定員審査
 - 2 教習指導員審査
- 五 審査手数料
 - 1 技能検定員審査

- (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円
 - (二) 普通自動車免許 一万九千五百円
 - (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千七百元
 - (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万千五百円
- 2 教習指導員審査
- (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円
 - (二) 普通自動車免許 一万千八百五十円
 - (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円
 - (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円
- なお、山梨県収入証紙により納付すること。
- 六 その他
- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五―二八五―〇五三三（内線五九二））に問い合わせること。
 - 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
- 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
- なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

- 落札者の決定について
- 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
- 令和元年八月一日
- 山梨県警察本部長 原 幸太郎
- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 K A Iシステム用端末・所属用E T O S端末一式

- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県警察本部警務部情報管理課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年六月二十四日
- 四 落札者
- (一) 名称 富士通リース株式会社
 - (二) 住所 東京都千代田区神田練堀町三番地
- 五 落札金額 一億千九百二十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和元年五月十三日

- 落札者の決定について
- 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
- 令和元年八月一日
- 山梨県警察本部長 原 幸太郎
- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 映像ネットワークシステム一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県警察本部警務部情報管理課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年六月二十四日
- 四 落札者
- (一) 名称 株式会社J E C C
 - (二) 住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額 一億六百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和元年五月十三日